各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所 自 主 規 制 部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集(規制の設定又は改廃についてのご意見募集)を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

- 1.パブリック・コメントの内容
 - ・平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について
- 2. 意見提出方法等
- (1)募集期間:平成27年2月24日(火)~平成27年3月10日(火)
- (2)提出方法:郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3)提出先

郵送の場合:〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合:092-713-1540 E-mailの場合:pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ (URL http://www.fse.or.jp/) 及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部 TEL(092)751-4723

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について

平成27年 2月24日 証券会員制法人 福岡証券取引所

. 趣旨

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「会社法改正法」といいます。)において、特別支配株主の株式等 売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることを踏まえ、適時開示事由の見直しを 行うなど所要の制度整備を行います。

. 概要

項目	内容	備考
1 . 特別支配株主の株式		
等売渡請求制度の新設		
に伴う制度整備		
(1)適時開示事由の追	・特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時	
加	開示を求めます。	
	上場会社の業務執行を決定する機関が株式等売渡請求	
	の承認を行うことについて決定(承認しない決定を含	
	む。)した場合	
	特別支配株主が上場会社に係る株式等売渡請求を行う	
	ことについての決定をした事実又は当該特別支配株主	
	が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決	
	定した事実が発生した場合	
(2)上場廃止基準の追	・特別支配株主が株式の全部を取得する場合には、当該上場	・全部取得条項付種類株式を利用した少数株主のキャ
加	株券等の上場を廃止するものとします。	ッシュアウトの場合と同様、取得日の3日前(休業
		日を除く。)の日を上場廃止日とします。
2 . 独立役員の独立性に	・独立役員として指定する者が10年以上前に上場会社又は	│ ・会社法改正法によって社外性が認められることとな
関する開示の見直し	その子会社の業務執行者であった場合には、その旨及びそ	った類型に属する者を独立役員として指定する場合
	の概要の開示を求めます。	の取扱いを定めるものです。

項目	内 容	備考
		・10年間が経過すれば会社との関係が希薄となり社
		外役員の機能を実効的に果たすことが期待できる
		として社外性を認めることとした会社法改正法を
		踏まえ、そうした者の独立性も認めることとしま
		す。この場合、過去に上場会社又はその子会社の業
		務執行者であった者については、状況によっては投
		資家がその独立性を懸念する場合もあり得ること
		から、投資家の判断に資するよう、10年間が経過
		した後もその旨と概要の開示を求めることとしま
		す。
		・「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する
		有識者会議」が平成26年12月17日付で公表し
		た「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考
		え方(案)」では、金融商品取引所が定める独立性
		基準やこれに関する開示基準について、今後の状況
		の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、
		必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する
		旨の提言がなされています。かかる提言を踏まえた
		見直しの検討は、別途行います。
3 . その他	・その他所要の改正を行います。	 ・上場会社が置くものとする機関として、既存の監査
	* Cの他的安の以正で1JVIみり。	- 1 場会社が重くものとする機関として、既存の監査 - 役会又は指名委員会等に加え、監査等委員会を追加
		技会又は指名安員会等に加え、監査等安員会を追加 する等の改正を行います。
		a sankmailnist a "

- . 実施時期(予定)
- ・ 会社法改正法の施行の日から実施します。

以 上